平成２９年（フ）第９４号
香川県高松市香川町浅野1732番地15
債務者　澁川　仁美
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５１３号
福岡市西区今宿青木514番地１
債務者　田中　裕史
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５２７号
福岡市早良区次郎丸１丁目29番33―102号
債務者　市瀬　　進
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５４３号
福岡市南区老司４丁目２番55―302号
債務者　園田　雅人
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６１１号
福岡県大野城市山田２丁目18番33号　サングレイス弐番館202号
債務者　坂口　恭子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６１７号
福岡市西区福重４丁目21番５―206号
債務者　小嶽　美香（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６４７号
福岡市南区清水３丁目20番10号
債務者　石井　理恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６５３号
福岡県古賀市舞の里４丁目10番２号　リシェス舞の里Ｂ棟203号
債務者　松村　靖子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６５８号
福岡県筑紫野市美しが丘北３丁目１番地13
メゾンドＵ美しが丘201号
債務者　中嶋　紀元
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６５９号
福岡県筑紫野市美しが丘北３丁目１番地13
メゾンドＵ美しが丘201号
債務者　中嶋　藍子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６６３号
福岡市城南区堤団地31番102号
債務者　松本　直重
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６６８号
福岡市早良区内野７丁目９番14号
債務者　石橋　智恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６７８号
福岡市早良区星の原団地66番206号
債務者　西村喜美子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６８２号
福岡市南区中尾１丁目１番23―203号
債務者　山中　貴志
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６８３号
福岡県大野城市上大利４丁目10番５号
債務者　佐藤　眞司
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６８４号
福岡市城南区堤団地24番510号
債務者　中川　敬天
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６８７号
福岡県宗像市赤間３丁目５番11号　小串コーポ７号
債務者　前平　瑞穂
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２３号
大分県日田市田島１丁目５番２号　相良ビル203号
債務者　渡邉　英次
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
大分地方裁判所日田支部